

市・都民税、所得税などの申告の時期になりました。市・都民税の申告は市役所で、所得税の確定申告・贈与税の申告・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告は税務署で、それぞれ受け付けを行います。申告期限直前は大変混雑しますので、申告はお早めに済ませるようお願いいたします。

市・都民税の申告は市役所へ 問い合わせ 市民部課税課

市・都民税は、昨年1年間（平成21年1月1日～12月31日）の所得に基づいて課税します。

申告が遅れたり申告をしない場合は、国民健康保険税や介護保険料等の算定に影響が出たり、各種手当等の申請に必要なとなる課税・非課税証明書の交付が受けられないことがありますので、必ず期間内に申告を済ませてください。

市・都民税の申告、所得税の確定申告はお早めに

申告に関する
相談・提出期間
2月16日(火)～
3月15日(月)

- 贈与税の申告期間は2月1日(月)～3月15日(月)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期間は3月31日(水)まで

東村山税務署の申告窓口
期間 2月16日(火)～3月15日(月)
※土・日曜日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)のみ日曜窓口を開設します。
時間 午前9時～午後5時
場所 東村山税務署(〒189-1855 本町1-20-22)

市・都民税の申告窓口
期間 2月16日(火)～3月15日(月)
※土・日曜日を除く
時間 午前9時～午後4時
※今年度から受付開始時間が増え、変更になりましたので、ご注意ください。
場所 本庁舎1階市民ロビー

す。相談窓口は、特に初日と期限直前の時期は大変混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。

申告の必要がないかた
① 税務署へ所得税の「確定申告書」を提出したかた、その同居の扶養親族
② 給与所得のみのかたで、勤務先から年末調整済みの「給与支払報告書」が東村山市役所に提出されているかた、その同居の扶養親族
※給与を2か所以上の勤務先から受けているかた及び給与以外の所得があるかたは、所得税の確定申告(税務署へ)又は市・都民税の申告(市役所へ)のいずれかが必要になります。

公的年金所得のみのかたの申告について
収入が公的年金のみで、年金支払者から「公的年金等支払報告書」が市へ提出されているかたは、市・都民税の申告は必要ありませんが、社会保険料や生命保険料等が所得控除として算定されない(年末調整がされない)ため、税額が高くなる場合があります。また、「公的年金等支払報告書」の内容だけでは、扶養控除、配偶者控除、障害者控除及び寡婦(夫)控除が確認できない場合があります。国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料等の算定にも影響が出る場合があります。そのため、公的年金収入のみのかたでも、できるだけ申告をしていただきます。

ますようお願いいたします。なお、申告書の提出先が市役所・税務署のいずれか不明な場合は、市・課税課又は税務署へお問い合わせください。

所得の無かつたかたも申告を
平成21年中に収入の無かつたかたや、扶養親族であつても扶養義務者と世帯を分けていたかた(転勤により妻子のみ当市に居住しているかたや学生のかたなど)も、非課税証明書の交付や国民健康保険税、介護保険料等の算定の際に必要となる場合がありますので、お手数ですが申告書を市役所へ提出していただきますようお願いいたします。

① 印鑑
② 平成21年分の源泉徴収票・収入証明書など、収入金額がわかるもの
③ 平成21年分の社会保険料の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書
④ 医療費控除を受ける場合は、平成21年分の支払いを証明する領収書(合計金額は計算しておいてください)
⑤ 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳又は愛の手帳等
⑥ 申告書
※市・都民税の申告を昨年されたかたには、1月下旬に申告書の用紙を郵送しました。申告書は、課税課(本庁舎2階)及び申告期間中の申告窓口でも配布します。

所得税の確定申告・贈与税の申告・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告は税務署へ
問い合わせ 東村山税務署(☎394・6811代表)

確定申告は、昨年1年間の税金を、納税者が自ら計算して納付する制度です。ご自分で正しく作成し、提出をお願いします。なお、3月中は大変混雑します。早めの申告にご協力をお願いします。

※日曜窓口では、電話による相談や国税の領収、納税証明書の発行は行いませんので、ご了承ください。

申告書の提出方法
申告書は、申告窓口へ提出する以外にも、国税電子申告・納税システム「e-Tax」(インターネット)や郵便又は信書便による送付、また税務署にある時間外収受箱に投函することで提出できます。なお、郵便又は信書便を利用されるかたで、確定申告書等の「控え」に税務署の受付印が必要な場合は、住所・氏名等を明記し、所要額の切手を貼った返信用封筒を同封し

国稅庁のホームページ(https://www.nta.go.jp)を「確定申告書等の作成・申告ができます」で、インターネット上で確定申告書等の作成・申告ができます。国税庁のホームページ(https://www.nta.go.jp)から、24時間いつでも「確定申告書等作成コーナー」をご利用になることができます。そして、同コーナーで入力した申告書データに電子証明書を添付し、そのまま送信することで申告と納税が可能なシステムが、国税電子申告・納税システム「e-Tax」です。(贈与税を除く)

また、国稅庁のホームページからは、確定申告書以外にも、税務に関する主な行政手続きについての申請・届出書の作成・印刷等ができますので、ぜひご利用ください。e-Taxをご利用いただくには、事前手続きが必要です。詳細については、国稅庁のホームページをご覧ください。

納税には口座振替をご利用ください
所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、便利な振替納税やe-Tax(電子納税)をご利用ください。

振替納税の平成21年確定申告分の振替納付日は、所得税が4月22日(木)、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月27日(火)です。

新規に振替納税のご利用を希望されるかたは、所得税は3月15日(月)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(水)までに、税務署又はご利用になる金融機関で手続きをしてください。

年金受給者のかた対象「確定申告指導相談会」を開催します
日程 2月4日(木)
時間 ①午前9時30分～11時30分、②午後1時30分～3時30分
場所 市民センター2階
対象 公的年金収入のみのかた、公的年金収入のほかに、公的年金以外の雑所得や給与所得のあるかた
※事業所得、不動産所得、譲渡所得があるかたを除く
★東村山税務署内では、3月15日(月)まで「確定申告書作成相談」も開設いたします。(閉庁日を除く)

無資格者が税金の相談や申告書の作成、税務の代理を行うことは、法律で禁じられています。「にせ税理士」に業務を依頼した場合、専門的知識が欠けていたりすることから、不測の損害を受けるおそれもあります。

税理士は税理士証を携帯し、税理士バッジを着用して「にせ税理士」や「にせ税理士法人」にご注意ください。

問い合わせ 東京税理士会(☎03・3356・4461)

住民税の住宅ローン控除についてお知らせします
平成11～18年に入居したかたへ
22年度から原則として市への申告が不要になりました

平成11～18年に入居したかたで、勤務先の年末調整で所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、住民税の住宅ローン控除の対象となるかたは、同控除に関する申告書を平成21年度までは毎年市へ提出していた必要がありますが、原則として22年度以降は、原則として提出が不要になりました。

も、原則として市への提出が不要になります。ただし、所得税の年末調整で住宅ローン控除が適用された記載のある「給与支払報告書」が、勤務先から市へ提出されないかたは、源泉徴収票を添付した「市・都民税申告書」を3月15日までに市・課税課へご提出ください。

※給与支払報告書の市への提出の有無については、勤務先へご確認ください。

平成21～25年に入居した(又は予定のある)かたへ
住宅ローン控除が創設されました

平成21～25年に入居したかたで、所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、一定の要件を満たすかたを対象に、各年分の所得税額から控除し

きれない額がある場合は、翌年度の住民税から控除する制度が創設されました。**手続き方法**
1年目は、東村山税務署へ所得税の住宅ローン控除の確定申告を行ってください。
2年目以降については、給与所得のみで所得税の住宅ローン控除の適用を年末調整で受けているかたは、給与支払報告書が勤務先から市へ提出されていれば、手続きや申告は必要ありません。ただし、年末調整が済んでいないかたや、給与以外の所得があるかたは、東村山税務署で確定申告を行ってください。

※必要書類等、手続き方法の詳細については、国稅庁のホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。東村山税務署(☎394・6811代表)へお問い合わせください。

国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は社会保険料として所得控除の対象になります

市・都民税の申告や確定申告の際、社会保険料控除欄に昨年1年間(平成21年1月1日～12月31日)に納めた保険料(保険税)の全額を記入してください。また、昨年1年間に納めた過年度分の保険料(保険税)も対象となります。

なお、国民年金保険料については、手続きの際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」又は「領収証書」の添付等が必要となります。国民健康保険税、後期高齢

者医療保険料又は介護保険料を特別徴収(年金からの天引き)で納付されているかたは、特別徴収義務者から発行される源泉徴収票に保険料(保険税)が記載されていますので、ご注意ください。

また、介護保険サービスの自己負担分も一部が所得控除の対象になります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 健康福祉部保険年金課、介護保険については健康福祉部高齢介護課